

第7章 3. 幕藩体制の成立 b, 幕府の大名統制

① [1 武断] 政治の展開 → 幕府に反対する勢力を、[2 軍事力] を背景につぶす

幕府にとって危険な勢力とは

- 1) 有力な[3 大名]、とくに徳川家と同格であった[4 外様]大名 → 武家諸法度・改易など
- 2) 伝統的な権威を持つ[5 朝廷]や公家勢力 → 禁中並公家諸法度・紫衣事件など
- 3) [6 宗教] 勢力 → 寺院法度、寺請制度など
キリスト教 → 徹底的な禁教政策

幕府は大坂の役直後の1615(元和元)年、[7 一国一城] 令をだし、大名の居城を一つに限り、さらに[8 金地院崇伝] に起草させた[9 武家諸法度] を制定、大名をきびしく統制した。1619(元和5)年、[10 福島正則] を武家諸法度に反したとして[11 改易] にし、長く功績のあった外様大名をも処分できる将軍の力量を示した。

三代将軍の[12 徳川家光] は1635(寛永12)年、新たな武家諸法度(寛永令)を發布し、諸大名に法度の遵守を厳命した。そのなかで、大名には国元と江戸とを1年交代で往復する[13 参勤交代] を義務づけ、大名の[14 妻子] は江戸に住むことを強制された。こうして、3代将軍徳川家光のころまでに、将軍と諸大名との主従関係は確立した。強力な領主権を持つ[15 将軍] と[16 大名] (幕府と藩) が土地と人民を統治する支配体制を[17 幕藩体制] という。

② 大名の分類

ア) [18 親藩] 大名…徳川一門(御三家 = [19 尾張]、[20 紀州]、[21 水戸]、松平姓の大名など)

イ) [22 譜代] 大名…徳川氏の元来の家臣([23 井伊]、酒井、本多、榊原など)

→ 幕府の要職につく、ただし石高は[24 小さい]

ウ) [25 外様] 大名…かつての[26 秀吉の家臣] や[27 戦国大名] など、[28 関ヶ原] 以後の家臣

→ おもに[29 遠国] におかれ、警戒の対象となる

大名 big 5

前田([30 加賀])103万石・[31 島津] (薩摩)73・[32 伊達] (陸奥)56・[33 細川] (肥後)54・[34 黒田] (筑前)43

③ 大名統制の基本法 = [35 武家諸法度] (1615制定 → 1635などつぎつぎと改訂)

ア) 大名の妻子の江戸在住と[36 参勤交代] を義務づける

イ) 城郭の[37 増改築] の禁(← 1615[38 一国一城] 令)

ウ) [39 末期養子] の禁 = [40 跡継ぎ] がいない家は[41 改易] となる

エ) 大名間の[42 婚姻] の規制

④ 武断政治の展開

ア) 多くの大名をつぎつぎと[43 改易] ・減封・[44 転封] とする

イ) 過重な[45 軍役] と過酷な土木工事の割り当てを課す → 大名の経済負担をめざす

大名の領地とその支配機構を総称して[46 藩] とよぶ。大名は、初期には領内の有力武士に領地をあたえ、その領民支配を認める[47 地方知行] 制をとる場合もあったが、しだいに領内一円支配を進めて、有力武士も家臣団に編成して[48 城下町] に集住させ、家老や奉行などの役職につけて藩政を分担させた。17世紀半ばになると、多くの藩では藩領の大部分を[49 直轄地] (蔵入れ地)として[50 郡奉行] や代官などに支配させ、その[51 年貢] を蔵米として支給する[52 俸禄] 制がとられるようになった。こうして大名の領地・領民を支配する力は強化され、藩の職制も整備されて藩権力は確立していった。

⑤ 大名 = 幕府政策の範囲内で自らの政治を実施([53 藩])

当初は藩士に領地の一部を与える[54 地方知行制] も併用される



しだいに藩士を城下町に集住させ、[55 蔵米] を支給する[56 俸禄] 制度をとる

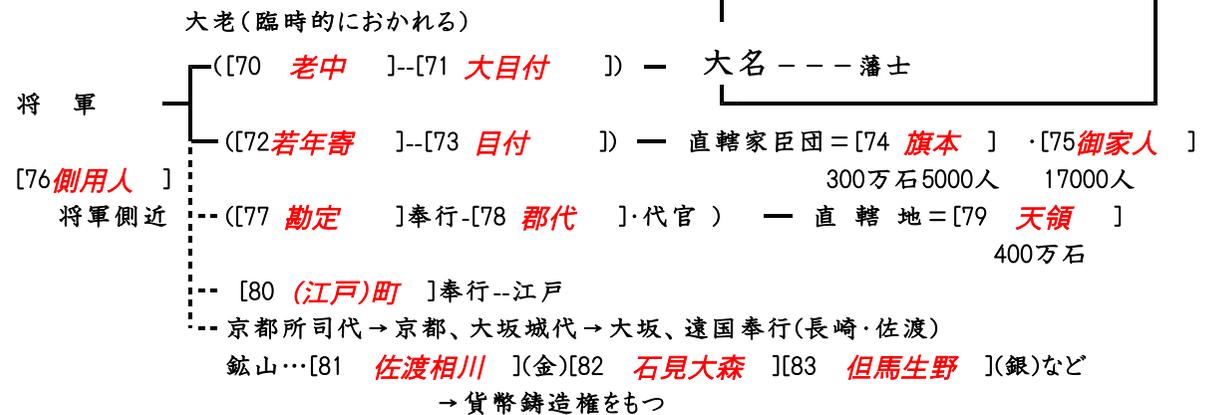
領地は大部分を[57 直轄地] とし、郡奉行や代官が支配

c. 幕府と藩の機構

① 幕府の財政・軍事

幕府の財政収入は、[58 400万] 万石(17世紀末)にもおよぶ直轄領([59 天領])からあがる年貢のほか、[60 佐渡] ・伊豆・[61 生野] ・石見大森など主要鉱山からの収入であった。また、江戸・[62 京都] ・[63 大坂] ・[64 長崎] ・堺などの重要都市を直轄にして、商工業や貿易を統制し、[65 貨幣の鑄造] 権もにぎった。幕府の軍事力は将軍直属の家臣団(将軍に謁見を許される[66 旗本] と許されない[67 御家人] からなる)のほかに、[68 諸大名] の負担する軍役で構成され、圧倒的な力を保持していた。

② 近世の政治体制



③ 幕府の機構

一般政務 老 中 --- 三奉行([84 勘定] 奉行、[85 江戸町] 奉行、[86 寺社] 奉行)

④ 運営の原則 = [87 合議] 制と[88 交代] 制